

報告第 1 6 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（峰山町杉谷 R5. 2. 17）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 1 6 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 3 1 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町杉谷地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 5 年 2 月 1 7 日、市長公室職員が京丹後市役所峰山庁舎前の駐車場を公用車で走行中、庁舎西口前において後進してきた相手方車両と衝突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 1 1 , 1 2 1 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市久美浜町在住 個人